

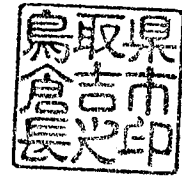


公 告

下記業務を制限付一般競争入札により実施します。
 ついては、下記の入札参加資格条件及び仕様書に記載された条件を満たし、入札参加を希望する者は必要書類を提出してください。

令和2年8月27日

倉吉市長 石田 耕太郎



調 達 内 容	業務名	令和2年度倉吉市GIGAスクールサポーター業務		
	履行場所	倉吉市内の小学校13校他（教育総務課の指示する場所）		
	業務内容	内容は別紙仕様書のとおり		
	期間	令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）まで		
	予定価格	事後公表とする。		
	発注担当課	倉吉市教育委員会事務局教育総務課（倉吉市役所北庁舎2階）		
入 札 参 加 条 件	入札参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 令和2年度～令和4年度倉吉市物品購入等入札参加資格者名簿に記載があること。 県内において、これまでにICT支援員業務サービスの実績があること。 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 この入札の公告から開札日までの間の日において、文部科学省の機関、鳥取県及び倉吉市から指名停止措置等を受けていない者であること。 鳥取県に本店、本社又は営業所を有する者であること。 		
参 加 申 込	提出場所及び 様式交付場所	倉吉市教育委員会事務局 教育総務課	住 所	倉吉市東町435-1
			電 話	0858-22-8165
	応募期間	令和2年9月2日（水）午後5時まで		
	応募書類	入札参加申込書（様式1）		
	郵送等の可否	不可		
入 札 方 法	発注方式	一般競争入札（制限付）		
	入札日時	令和2年9月4日（金）午後1時30分から 即時開札		
	入札場所	倉吉市役所北庁舎3階A会議室		
	入札方式	紙入札		
	郵便等の可否	不可		
	入札保証金	免除（ただし、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第105条第1項ただし書の規定に該当する場合に限る。）		
	契約保証金	免除		

入 札 方 法	落札者の決定	<ol style="list-style-type: none"> この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 入札者が、一社の場合であっても入札は有効とする。 		
	特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、または入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることができる。 		
	入札条件	<ol style="list-style-type: none"> 入札書（様式2）に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 入札書に記載された金額に100分の110を乗じた額をもって契約金額とする。 入札者は提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等を行った箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることはできない。 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の一切の経費を含むこと。 再度入札は初回を含めて3回までとする。 再度入札を行う場合において、前回の最低入札額以上の入札額を記載した者は失格とする。 代理人をして入札をさせようとするときは、必ず委任状を提出すること。 		
	無効条件	<ol style="list-style-type: none"> 入札参加資格のない者の入札 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札 郵便による入札 他の入札者の代理人を兼ねた者、若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札 委任状を持参しない代理人のした入札 記名押印を欠く入札 金額数字等の不鮮明な入札 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 		
	支払条件	業務終了後		
	関係図書の閲覧場所	倉吉市教育委員会事務局教育総務課	住 所	倉吉市東町435-1
		内及び倉吉市ホームページ 「教育総務課 入札情報」	電 話	0858-22-8165
	備考	その他仕様書のとおり		

(様式1)

入札参加申込書

倉吉市長

石田 耕太郎 様

令和2年8月27日付けで公告のありました、令和2年度倉吉市GIGAスクールサポーター業務の入札に参加したいので申し込みます。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと及び納入予定機器の仕様が分かる資料の内容が事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

入札書（第 回）

倉吉市長 石田 耕太郎 様

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

代理人 住 所
氏 名

印

業務名	令和2年度倉吉市GIGAスクールサポーター業務												
入札金額	金	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

備考

- 1 入札書は、封書にし、表面に件名、入札場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札金額は、算用数字で記載すること。

委任状

年 月 日

倉吉市長 石田 耕太郎 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記のことを代理人に定め、次の入札について、一切の権限を委任します。

記

受託者 住 所

氏名（ふりがな）

印

業務名 令和2年度倉吉市G I G Aスクールサポーター業務

倉吉市 GIGAスクールサポーター業務
委託仕様書

1 目的

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急に実現するため、文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」を加速することが必要である。

本事業は、急速な学校ICT化を円滑に進めることを目的として、学校におけるICT利活用環境の設計や使用マニュアル・ルール作成等について、ICT技術に知見を有する企業に助言・支援等の業務を委託することを目的とする。

2 委託期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

3 委託場所

- ・倉吉市教育委員会
- ・倉吉市立小中学校 18校

4 業務内容

教育委員会及び各小中学校長の要望を聞きながら、現場に求められる以下の業務を行う。

(1) ICT環境整備支援

- ・GIGAスクール構想により整備された機器及びソフトウェア（以下、機器及びソフトウェアという）について、使用・管理マニュアルの作成支援
- ・機器及びソフトウェアの効果的な活用アドバイス
- ・機器及びソフトウェアの初期設定作業補助
- ・機器及びソフトウェアの簡易な不具合に対する処置補助（必要があれば教育委員会や関係業者と連携すること）
- ・機器及びソフトウェアの故障等による端末の交換配備等必要となる設定作業補助
- ・端末アップデートに係る準備及び補助
- ・教育委員会が指定するアプリケーションの追加・変更等の設定作業補助

(2) 教員研修

- ・教育研修の企画・準備支援、研修用教材の作成
- ・集合研修の実施

(3) 教育委員会事務局職員支援

- ・運用ルール、セキュリティポリシーの策定支援
- ・教員への運用ルール、セキュリティポリシーの周知

(4) 事業報告書作成

- ・月毎の業務報告書作成及び提出

(5) 電話相談等

- ・委託期間中の教員及び教育委員会からの問合せ対応

5 業務推進体制

- (1) 委託期間中の60人日程度、教育委員会あるいは学校を訪問し、本業務を行うこと。ただし、マニュアル作成等、教育委員会あるいは学校で行う必要のない業務については、事業所での業務遂行も可とする。
- (2) 教育委員会と適時打合せを実施し、活動計画を立てること。また、必要に応じて活動計画を見直し、教育委員会の要望に応えること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、GIGAスクールサポーターは県内の事業所に常勤する者であること。
- (4) 電話、FAX、メールの問合せ受付体制があること。
電話は、年末年始（12月30日から1月4日まで）、祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時から17時まで受付が可能であること。

6 受託者の責務

- (1) 倉吉市個人情報保護条例をはじめとする法令関係、規則等を遵守すること。また、受託者はISO27001及びプライバシーマーク認定企業とし、その教育を受けた社員であること。
- (2) 業務上知り得た情報を他に漏らすこと、または本業務以外に使用することを禁止する。また、本業務の終了後も同様とする。
- (3) 学校から許可なく個人情報またはそれに類するデータの持ち出しをしてはならない。
- (4) 学校教育業務であることを十分認識し、児童・生徒の模範となる行動、言動、服装に配慮するとともに、学校の信用を失墜させるような行為をしてはならない。
- (5) 教材、研修資料等の作成の際は、著作権の侵害に当たらぬよう留意すること。なお、本業務でサポーターが単独で作成した資料等の著作権は受託者に帰属するが、教育委員会及び各学校での使用权を認めるものとする。
- (6) 受託者は本業務を倉吉市の承認を受けることなく第三者に再委託をしてはならない。再委託を行う場合、受託者は再委託先に、倉吉市と締結する委託契約内容に基づく一切の義務を遵守させるとともに、倉吉市に対し責任を負担させるものとする。

8 特記事項

- (1) 移動に要する車両、燃料に要する経費は受託者が負担すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、教育委員会と協議の上決定を行う。